

企画競争実施の公示

令和6年3月19日

観光庁国際観光部国際観光課長
齊藤 敬一郎

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 フランス及びアメリカにおける訪日観光促進事業に伴う運営業務
業務内容 5月にフランス・パリで開催されるOECD閣僚理事会、米国・ロサンゼルスで開催されるIPWは世界から関係閣僚や旅行関係者が集まる大規模なイベントであり、この機会を活用して現地観光関係者対象の訪日観光促進事業を展開することで、能登地震からの復興を目指す北陸地方を含む日本の観光の魅力をアピールし更なる訪日プロモーション促進を図るとともに日仏・日米間の交流促進を図るものである。
- 本業務は、上記のうち、ロサンゼルスでの日米観光交流促進事業に付随する夕食会の開催等とともに、大規模イベント開催地特有の事情を考慮したパリ・ロサンゼルスでの政府関係者の移動手段・宿泊施設の確保等の運営業務を滞りなく遂行することを目的とするものである。
- (2) 履行期限 令和6年6月28日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等
観光庁国際観光部国際観光課 欧米豪市場推進室（高築、辻、黛）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-8923（直通）
メールアドレス：hqt-oubeigou@gxb.mlit.go.jp
企画競争説明書の交付期間、場所及び方法
令和6年3月19日（火）から令和6年4月8日（月）まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当までメール連絡をすること。対面・電話での対応は原則受け付けない。
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限
郵送（書留郵便に限る。）及び電子データ送付に限る。(1)に同じ。
令和6年4月8日（月）17時00分
- (3) 説明会実施の有無、日時及び場所 無
- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所 必要に応じてヒアリングを実施する。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者

に対して指名停止措置を行うことがある。

- (6) 本事業は相手国政府や諸般の事情により変更等が生じる場合がある。
- (7) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (10) その他の詳細は企画競争説明書による。
- (11) 本業務の契約手続は令和6年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。